

平成 26 年度 第 1 回長野市青少年健全育成審議会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 16 日（水）午後 2 時 00 分から 4 時 10 分まで
- 2 場 所 ふれあい福祉センター5 階ホール
- 3 出席者 委員 13 名 事務局 7 名
- 4 次 第
  - 1 開 会
  - 2 委嘱書交付
  - 3 教育次長あいさつ
  - 4 会長あいさつ
  - 5 議 事
    - (1) 青少年健全育成事業について
      - (ア) 平成 26 年度青少年健全育成事業について
    - (2) 少年育成センター事業について
      - (ア) 平成 26 年度少年育成センター事業について
    - (3) 長野市青少年保護育成条例について
      - (ア) 平成 25 年度第 2 回審議会の主な意見
      - (イ) 長野県の状況について
      - (ウ) 第 6 条 有害図書類の指定及び販売等の禁止等について
      - (エ) 第 12 条 場所の提供及び周旋の禁止について
    - (4) 少年科学センター、青少年練成センターについて
      - (ア) 少年科学センターの利用料金について
      - (イ) 青少年練成センター利用料金について
  - 6 その他
  - 7 閉 会

議事、質疑要旨

会 長

私は、インターネットもなければテレビもない時代に少年時代を過ごしました。今学生たちと関わりを持っていますが、物事に関する感覚、特に人に関する感覚にジェネレーションギャップではすまされない変化を強く感じています。専門的になります、身体感覚というか、直接人と話しをするよりも私はメールのほうがいいですという学生がものすごく多くなってきています。昔から人が感覚の中で培ってきた身体的な意味での知恵みたいなものが抜け落ちてしまっているのではないかと、そんなことを最近強く感じています。そのような時代でも生きていかなければならない子どもたちは、確実に今の時代の中で育っていかなければなりません。年齢差を越えてこれか

ら未来に向かって成長していかなければいけない若者達、子ども達に焦点をあてて、それぞれ皆様の感じておられることをご意見として頂戴したいと思います。その中からよい知恵も生まれてくるのではないかと、そのようなことがこの審議会の役割のような気がします。

みんな策がなく困っているのが現実だと思います。皆さんよろしくお願いします。

## 5 議 事

### (2) 青少年健全育成事業について

#### (ア) 平成 26 年度青少年健全育成事業について

事務局説明

質問・意見なし

### (2) 少年育成センター事業について

#### (ア) 平成 26 年度少年育成センター事業について

## 委 員

非行問題の相談体制について、すでに受け付けているのか？

本人からの相談について事例を教えてください。

## 事務局

実績については少年育成センター事業計画の概要の 34 ページをご覧ください。

相談受付については、家族がほとんどであり、本人からの相談はきわめて少ない状況です。

昨年度の事例ですと、高校生からの相談ですが、校則をやぶってしまい非常に悩んでいるという相談がありました。

### (3) 長野市青少年保護育成条例について

#### (ア) 平成 25 年度第 2 回審議会の主な意見

#### (イ) 長野県の状況について

#### (ウ) 第 6 条 有害図書類の指定及び販売等の禁止等について

#### (エ) 第 12 条 場所の提供及び周旋の禁止について

## 事務局

県では 3 月に「子どもを性被害等から守る専門委員会」で報告書をまとめました。

子どもの性被害は、大人のモラル低下、情報通信機器の飛躍的な発展・普及等により急激に増加しています。そこで、子どもを性被害等から守る具体的方策として「予防の観点」、「ケアの観点」、「法的対応の観点」の 3 点について取りまとめを行ったものです。条例規制については、必要最小限の規制として、「インターネット関係」、「深夜外出の制限」、「淫行の禁止」について必要性が報告されています。報告書の提出を受け、県知事は、青少年健全育成県民会議の意見を聞いて判断するとしています。

長野市の条例は、第 6 条で直接ではありませんが、インターネットに関するものを規定しています。また、淫行に関するものは、第 12 条で場所の提供及び周旋の禁止について規定しています

が、直接行為に対しての規定はありません。昨年に続きご意見をお聞きしたいと思います。

#### 委員

仕事をやるのに子どもたちがスマホを持っている。最近多くなった。

#### 委員

性の問題についても、中学生は思春期を迎えているので興味が出てくることは自然なことだと思いますが、健全な性に関する考え方とか、自分の心身を大事にしていくこととかは、積み重ねの中でどのように子どもたちの感性として育てていくかが大事になっていくと思います。

ネット社会の現状の中で、子どもたちに厳しい環境にある話がありましたが、情報端末を中学生からではなくて、小学生の高学年から持っている比率が大変高くなってきている。それが大変心配される場所です。早い段階から子どもたちに情報が入る。生徒指導の会議でもそのあたりがいつも話題になります。小学校の段階からどのような情報モラル教育を積み重ねていくか、さらに、それを受けて中学、高校と体系的に積み重ねていくことが大事だと思います。

これだけネット社会が発展しているのに、情報端末を使わないということは無理な時代だと思います。そこで大事なところですが、いかに約束を守る子どもにどのように育てていくかだと思います。便利さの裏には危険が伴います。そこをきちんと子どもたちに理解をさせて、守るべき約束は守る規範意識だと思いますが、ひとつひとつの体験の中から培っていくということが大事だと思います。学校現場の中でも小中高の連携の中でどう展開をしていけばいいかこれからの大事なひとつの課題だと思います。性に関する問題も連携の中で何をどう積み重ねていくか、常に次の段階を考えて指導のあり方を考えていくことが必要かと感じています。

#### 委員

幼児の段階からでは、保護者向けの危険性についての講座を開催しています。保護者の方が自分の子どもの写真を撮って、SNSで発信したりとかについて、悪用されることの危険性を保護者の方も理解していただきたいということについて、啓発の意味もこめて実施しています。実際家庭では、幼稚園児からパソコン等の端末機器も身近になっていますので、十分扱える知識も持っていますし実際家では携帯ゲーム機はもちろん、パソコンもインターネットに自分で入っている状況にあります。

性のことに関しては、幼稚園児の五歳くらいになりますと、自分の身体に興味を持ち始めますし、男の子の場合は、すごく気にして、こちらで指導しないといけないような状況になることも実際おきていますし、ぜひ皆さんには、低年齢化の低年齢には幼稚園児も含まれていることを知っておいていただけると、今後の会議とか条例とかを考える上でありがたいと思います。

#### 委員

ラインメールの言葉の取り間違えでいじめが始まったという例を聞いたが、コミュニケーションの難しさを感じました。

## 委員

高校性の子どもが二人いますが、小さい頃の教育がすごく大事だと思います。携帯電話を買う時も義務的な説明は受けますが、それを守ることはないと思います。スマートフォンを持たせるのは私は反対です。それまでは家族の会話もあったのに会話もなくなってしまった。どの家庭もこのような時代だからと我慢しているのが現状だと思います。

子どもたちも、いじめを受けるのが嫌で、我慢して深夜までやっている。決まりごととか、約束ごとについては、小さいうちからは通じると思いますが、ある程度自我ができてしまうと難しいので、私は、他市ではじめたような、小・中学校を対象に九時以降は使用を禁止するとか、長野市でも条例に盛り込むのであれば、規制は必要な時代だと思います。韓国の方では、調べた限りでは、成人認証手続きを行わないと19歳未満の子どもはアダルトとか危険なサイトには接続できないようになっていて、そのようなことが必要な時代になっていますので、家庭や地域の段階をはるかに越えていると思います。

## 委員

私が仕事上で出会う子どもたちは、家庭基盤が弱い中で育った子どもたちが多くの中で、携帯等の中からの知識から犯罪のほうに被害や加害に置かれてしまう子どもが多いと思います。

感じているのは、他人と距離感が持てない子どもと出会う機会が多くて、そういうところは、育っている環境もありますが、小さい時からの人と人との関わりが不十分の中で距離感が持てなくてきてしまって、そこにいろいろな情報が入って、その子の生い立ちがあって性的な加害、被害の関係に入っていく。そのようなことが繰り返されていく要因かなと感じています。そのような子どもにどのようにこちらが関わっていくかについてですが、被害者になってしまった子どもの教育、指導も取り入れたり、加害者に対する治療的プログラムも入れていくところもありますが、基本的には生活の中で、社会のルールを守っていけるのか、また、対人スキルみたいなところをどんなふうに育てていけるのかが大きな問題であり、加害、被害だけに焦点をあてているだけでは、なかなか解決していかないと感じているところではあります。

店で成人雑誌を簡単に万引きしてしまう小学生がいましたが、店の中での環境的配慮をやっていただけるだけでもだいぶ違うと思いますし、声かけひとつでも小学生では効果があると思います。

## 委員

インターネット接続については、2,3年前まではパソコンから接続していたが、その頃はプロバイダーがフィルタリングソフトを導入していましたが、利用者は少なかった状況です。その後、スマホ、タブレットが主流となり、現在は、パソコンよりもスマホやタブレットのほう売れている状況です。また、幼稚園児や小学生でもスマホやタブレットが操作できてしまう。教えなくても身につけてしまう。

インターネットに関するモラルの問題については、リテラシー教育になりますが、得た情報をいかに使いこなせるかの能力が、これから、そのような能力がこれから方向性として指導する立場の人間が行うことではないかと思っています。

IPA(情報処理推進機構)では、ある学校と協力して行動宣言をする学校を探しています。学校別に

行動指針を作って行動宣言しようとするものです。このようなかたちで啓発運動を実施していったらどうかと、モデル高校を探しています。また、機器の性能が日々よくなり、コンテンツも凝ったものになってきています。子どもたちはビジュアルから入るため、それに追従するものでなければだめだと思います。

#### 委員

主任児童委員として子どもの問題を中心に行っていますが、インターネットの関係の問題があり、事件につながるような内容のものもあります。隠れていてなかなか外に出てこないのが多くて、特に小学校、中学校の関係の問題が匿名で電話が入ることがありますが、親が心配しているのですが、学校でも指導できない。家庭でも指導できない。どうしたらいいのか考えまして、小中学校では、地区懇談会を夏休みの前に行っていますが、ほとんどの民生委員さんは参加することになっています。その中で、インターネットとかスマホのことについて親のほうに私たちからお話しができないか、学校でもやっていますがなかなか浸透しない。PTAのほうでもやっていますが、なかなか浸透しない。二重三重にもやることによって親に浸透していくのではないかと思います。生涯学習課からいただいた資料(お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること)でお話しをさせていただいております。

#### 委員

地域としてどのように考えていくかだと思いますが、最終的には五感で感じて行動できる子どもをどのように育てるかだと思います。住民自治協議会をみてもなかなか地域の中で子どもの話題はできませんし、子どもに関しては、PTA、育成会となってしまう。地域が真面目になっていないことも感じます。長野市の条例についても時代の流れで議論していくべきと思いますが、それと平行して地域の中でどのような議論をしていくのか、たまたま信州型コミュニティースクールの動きもありますので、地域と学校が連携して地域がどのようにしていくか捕らえるよいチャンスだと思います。

#### 委員

スマホの問題は親も非常に悩んでいると思います。

H11年度から性被害の推移をみると、長野県は全国を大きく上回って増加しています。長野市はどうかと感じています。この問題も深めていただきたいし、早急に対応していく必要があると思います。

#### 委員

「淫らな性行為」の言葉の解釈について最高裁判所大法廷の判決事例があります。福岡県の条例が問題になったものですが、「淫行」の意味については、広く青少年に対する性行為一般を言うものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当であるとしています。

ようするに、性交一般ではだめ。そういう解釈では広すぎるので、それは憲法違反である。最高裁

としてはそういう解釈をとることはできないと。

具体的な要件を充足するような限定した範囲においては憲法に合致するけれども。という内容です。単に性交したからといって処罰の対象となるものではないということです。

スマホの話がありました。困っている時にどう対応するかについて参考とすべき紹介される調査があります。オランダでは大麻が合法化されています。議論をする中で1970年代に大規模な調査を行っています。調査というのは、高校生に対して、「大麻を使うことを頭ごなしにだめ」と言って聞かせたグループと「大麻がいけない理由をきちんと説明する」グループと、教えるほうから結論を言わないで、自由に生徒にディベートさせる。良い悪いも含めて生徒に考えさせる。以上三つの調査を行っています。オランダではその後も追跡調査を行い、その後麻薬に手を出した数を調査しています。

大麻に手を出した生徒の数が最も少なかったのは、三つ目の生徒にディベートさせたグループです。もっとも多かったのは「頭ごなしにだめ」と押し付けたグループでした。

スマホについても依存性があるとか弊害があるのは事実だと思います。

私は、受け手の側を鍛える方法が望ましいと思います。そうしないと応用がきかないと思います。

#### (4) 少年科学センター、青少年練成センターについて

(ア) 少年科学センターの利用料金について

(イ) 青少年練成センター利用料金について

#### 事務局説明

利用者負担に関する基準に基づき利用料金の見直しを図るものです。

少年科学センターは、利用者負担割合が25%です。指定管理者の経営努力、自主事業の充実に努め利用者数は、3年間10万人を越えています。H25年度の実績でみると1.06倍であり見直しを図る必要はないと思われま。

青少年練成センターは、利用者負担割合が50%です。指定管理者の経営努力、自主事業の充実に努めていますが、交通手段の確保の難しさ、2月の大雪の影響でH25年度は、利用者数が減少しています。H25年度の実績でみると1.39倍であり、検討する必要があると思います。

委員からの質問・意見なし。

#### 6 その他

#### 7 閉会

午後4時10分 終了